

2012-05-28 : 平成24年町税等徵収対策強化特別委員会 名簿

1

町税等徵収対策強化特別委員会

開 会 平成24年5月28日（月）

午後1時30分

閉 会 午後2時34分

出 席 者 議 員 8名

出席委員	委員長	小澤眞司	副委員長	露木寿雄
	委員	室伏寿美夫	委員	山本俊明
	委員	佐藤恵	委員	原田洋
	委員	土屋誠一		
	議長	高橋延幸		

欠 席 委 員 なし

傍聴議員 3番 村瀬公大議員、4番 善本真人議員、6番 丸山孝夫議員
 8番 室伏重孝議員

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 公営企業管理者（企業部長）：青木剛
 教育長：篠原通夫 消防長：秋山榮作
 総務部長：高橋正 福祉部長：北村満
 まちづくり部長：森本真純 教育委員会事務局長：岩本知三
 (秘書広報室) 室長：松野善一
 (徴収対策室) 室長：力石浩一 副室長：須藤裕明
 主幹：菊地敦子、川口かやみ、梨子本隆志、松崎和広
 副主幹：高橋資次、二宮淳、二見祐輔、飛田直哉、常盤茂樹
 (地域政策課) 課長：柏木高史
 (庶務課) 課長：長田勲
 (税務課) 課長：朝倉礼彦
 (福祉課) 課長：菅沼浩行
 (介護課) 課長：富岡清
 (住民課) 課長：佐藤吉弘
 (環境課) 課長：内藤幸信
 (土木課) 課長：菊地光男
 (水道課) 課長：小澤宣昭
 (温泉課) 課長：力石剛
 (下水道課) 副課長：小澤茂雄

書記：議会事務局長 鈴木誠二 議会事務局副主幹 狩野博則

当サイトのあらゆるコンテンツは、日本国における著作権法および国際条約によって保護されています。
Copyright(c) YUGAWARA TOWN ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.

2012-05-28：平成24年町税等徴収対策強化特別委員会 本文

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成24年5月28日（月）午後1時30分

○委員長【小澤眞司君】 ただいまから、町税等徴収対策強化特別委員会を開会いたします。

傍聴議員の報告をいたします。村瀬議員、善本議員、丸山議員、室伏重孝議員の4名でございます。一般傍聴については、今回はございません。

それでは、まず町長からご挨拶をお願いいたします。

○町長【富田幸宏君】 皆さん、こんにちは。

天候には恵まれておりますが、何かと皆様方におかれましてはお忙しい中を、本日、町税等徴収対策強化特別委員会の開催につきまして、正・副委員長をはじめ、委員各位にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

4月に新たな議会構成によって、またこの特別委員会も設置をされたわけでございますが、これまでにも、総務文教・福祉常任委員会、また前の徴収対策に関する委員会等々で、現状をいろいろお伝えをさせていただき、またご意見を頂戴しているところでございますが、ここでまた改めて、新たな委員会、また委員の方々の交代もあったということでございますけども、町といたしましても、大変町税等の滞納状況というのは、深刻な状況にございますが、いろいろな手を尽くし、また議会の皆様方のご協力をいただく中で、少しでも改善に向けなければという、こういった思いでございますので、ぜひともご協力、またご理解をいただく中で、行政側と一緒にまた物事を進めていっていただければ何よりかという、こんな思いもございます。

そんなことを、まず私の方からお伝えをさせていただきまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長【小澤眞司君】 ありがとうございました。

それでは続きまして、議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長【高橋延幸君】 こんにちは。

正・副委員長並びに委員各位におかれましては、本日、町税等徴収対策強化特別委員会の開会に当たり、ご参考いただきまして、誠にありがとうございます。審議も多々あるようでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長【小澤眞司君】 ありがとうございました。

それでは、具体的な進行を進めたいと思います。

本日の進行につきましては、まず、次第の3 案件の中の（1）平成23年度3月末町税等収納状況について、案件（2）特定滞納者に対する特別措置についての次に、4 報告（1）タイヤロックの執行についてを行い、最後に案件（3）平成24年度滞納繰越分滞納者についてを審議したいと考えております。

案件に入る前に、ぜひ会議が円滑にスムーズに行えますよう、皆さんのご協力をお願いすると同時に、同じ内容の質問・意見はぜひ控えていただき、回答される内容は、行政側の皆さんも、的確かつ明瞭簡潔に、わかりやすくお願ひしたいと思います。

また、答弁の際は、所属と氏名をはっきり述べていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは案件に入ります。（1）平成23年度3月末町税等収納状況について、須藤徴収対策室副室長からお願ひします。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 （資料No. 1 説明）

資料の説明は以上でございますが、今年度、徴収アドバイザー派遣事業を予算計上し、株式会社 全国地方税徴収実務機構から、1名アドバイザーとして、現在役場に来ていただいておりますので、その近況につい

て、ご報告させていただきます。

徴収アドバイザーの先生につきましては、元神奈川県税事務所長を経験され、長年にわたり、滞納整理に精通した方で、月2回の来庁により、4月から現在まで、65件の事案について指導いただいております。高額及び徴収困難な事案について、専門的な知識や手法による指導を受けております。

内容ですが、例えば、消費者金融から長期にわたって借り入れしている、多重債務者である滞納者は、利息の過払金が必ずあるので、これを回収する手段を、本人に助言して取り立てる手法ですとか、または昨年度、平成23年度に不動産公売を行いましたが、結果として、応札一買い手がなかった事案に対して相談したところ、販売に向けた営業活動の必要性について、様々なアドバイスをいただきました。

今後も、滞納整理を行っていく中で、様々な方法をアドバイザーからご指導いただき、滞納額の圧縮に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長【小澤眞司君】 ありがとうございました。

それでは、今の報告についての委員の皆様からのご質問、まずお願ひします。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、案件(2)に特定滞納者に対する特別措置について、須藤徴収対策室副室長からお願ひします。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 (資料No. 2 説明)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、特定滞納者に対する特別措置について、委員からのご質問、あるいはご意見がありましたらお願ひします。

土屋委員。

○12番【土屋誠一君】 この特定滞納者審査委員会、そのメンバーはどういう構成なのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 委員長に副町長がなっておりまして、副委員長に総務部長、あとは部長級以上の職員の方がメンバーになっております。

○委員長【小澤眞司君】 土屋委員。

○12番【土屋誠一君】 行政側の職員がしているということですね。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 そのとおりでございます。

○12番【土屋誠一君】 分かりました。いいです。

○委員長【小澤眞司君】 他にございませんか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、次の案件でございますが、先ほど申したように、案件(3)に入る前に、報告事項をやっていただきます。

4 報告(1) タイヤロックの執行について、力石徴収対策室長からお願ひします。

○徴収対策室長【力石浩一君】 (資料No. 3 説明)

○委員長【小澤眞司君】 どうもありがとうございました。ご質問等はございますか。

山本委員。

○2番【山本俊明君】 今年からということで、予算審査のときに聞けばよかったですのかと思いますが、何個ほど用意したのか伺っていいですか。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 予算上では3台の計上をさせていただきましたが、単価がそれよりも安かつたものですから、残が生じました。それで、もう1台買う余裕ができましたので、今現在4台を徴収対策室に保管しております。

○委員長【小澤眞司君】 山本委員。

○2番【山本俊明君】 恐らくそこに1台あって、今3台使っていると。だいぶ効果があると思うんですけど、これ結局、付いているのが見えますよね、一般の方から。そうすると、この人は滞納していますよというのが分かってしまうんじゃないかなと。そういう部分もあって、効果もかなりあるのかなと思うんですけども、他の自治体で、こういうのを使用しているのかどうかっていうのは分かりますか。

○委員長【小澤眞司君】 力石徵収対策室長。

○徵収対策室長【力石浩一君】 お答えいたします。

神奈川県内の状況でございますけども、9市町村、一番近いところですと、箱根町、あと大井町、ただ箱根町は購入しただけで、執行はしていないということです。大井町が4件執行いたしました。

あと市域になりますと、大きいところはもう、既に導入されておりまして、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、三浦市、秦野市、座間市で導入をしております。

○委員長【小澤眞司君】 山本委員。

○2番【山本俊明君】 先ほども申しましたけど、滞納しているというのが分かってしまう部分もあるかもしれませんけど、それで税金をしっかり納めていただく、やはりそれが大事なことだと思います。税の公平性というものがありますので、ぜひ有効的に使っていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長【小澤眞司君】 他の委員の方はございませんか。原田委員。

○10番【原田 洋君】 軽自動車が対象になるわけですね。町の町税。それとも、普通自動車もやるわけね、ああ、そうですか。

だいたい滞納して、このことを実施するには、何月っていうのは、どのぐらいを目標にしているんですか、滞納してから。

○委員長【小澤眞司君】 力石徵収対策室長。

○徵収対策室長【力石浩一君】 何月というよりも、執行する件数ということでよろしいですか。

月にだいたい、二、三件を執行予定しており、滞納額につきましては、誠意がない方、履行されない方、そういう方たちを対象に、執行したいと考えております。

○委員長【小澤眞司君】 原田委員。

○10番【原田 洋君】 それが例えば、何月遅れたらって言った方がいいのかね。滞納、要するに支払いが遅れたときに、何度か集金にも行くだろうけども、こういう執行に当たるのは、どのぐらいの月を目安にしてとか、それとも何回も催促したけど払わないとか、そういう何か制約があるの。

○委員長【小澤眞司君】 力石徵収対策室長。

○徵収対策室長【力石浩一君】 今現在では、そのような規定はつくってございません。

ただし、職員と交渉、全然もう納付について、連絡も来ない、来庁もしないというような不誠実な方について、滞納額が大きい方を、主に財産調査をして、車、軽自動車、オートバイとかを持っている方について、執行したいと考えております。

○10番【原田 洋君】 分かりました。

○委員長【小澤眞司君】 他の委員の方、どうぞ。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 なければ、次に行きたいと思います。タイヤロックの執行について、これは終わります。

それでは、案件（3）平成24年度滞納繰越分滞納者について、滞納者に関する資料提出後、審議につきましては、滞納者の氏名、滞納金額の記載等の内容を勘案いたしますと、秘密会とすることが適切であると思います。

秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項のただし書の規定に基づいて、委員会の議決が必要になります。

それではお諮りいたします。

秘密会とすることについて、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。

よって、案件（3）の審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。

ただいま、秘密会とすることに決定いたしましたので、湯河原町議会会議規則第91条第2項の規定により、これから申し上げます方以外の退席を求めます。

町議会議員、町長、副町長、公営企業管理者、総務部長、福祉部長、徴収対策室の副主幹以上、税務課長、住民課長、福祉課長、介護課長、水道課長、温泉課長、下水道課副課長及び議会事務局職員以外の方の退席をお願いします。

(対象者以外 退席)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、次に秘密会の開会に当たり、2点ほどお伝えします。

1点目は、秘密の保持についてでございます。湯河原町議会会議規則第92条第2項に、「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。」との規定がございます。このことに反した場合、議員におきましては、懲罰の対象となり、職員におきましては、地方公務員法に基づく罰則の適用を受けることになることをご承知置きください。

2点目は、議事録でございます。秘密会におきましても、通常の委員会と同様に、会議の内容として、議事の記録をとりますが、湯河原町議会会議規則第92条第1項の規定に基づき、公表はいたしません。

以上、委員長から申し上げます。

(秘密会 午後2時00分～午後2時30分)

○委員長【小澤眞司君】 案件は、秘密会を含めて終了いたしました。

それでは、傍聴議員の資料の回収をお願いいたします。

(資料回収)

○委員長【小澤眞司君】 資料の回収が終わりましたので、秘密会を終わります。

それでは、委員会の再開をいたします。

5 その他ですけども、委員の方から何かございますか。土屋委員。

○12番【土屋誠一君】 この特別委員会は、毎月1回やるんですか。定期的にとか、秘密会も含めて、どうなんですか。

○委員長【小澤眞司君】 予定では、7月にやりたいと思います。具体的に日程を、まだ詰めておりませんけども、そういう、私に対する要望がございます。

露木副町長。

○副町長【露木高信君】 6月の定例会という話もあったんですが、ちょうど5月末が出納閉鎖で、23年度分が6月中旬にはまとまりますので、もしできましたら、7月にお願いしたいなと思っております。

それとあとここで、案件（2）の特定滞納者に対する特別措置、これが5月31日までが弁明書の提出の期限になっていますので、約40件ぐらいあります。それも、名前と住所、今度出させていただくような形になりますので、7月も申し訳ございませんが、秘密会でお願いしたいなど、そんなことを思っております。

それから、1か月おきぐらいでお願いしたいなというような考え方を持っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長【小澤眞司君】 資料No.2の特定滞納者に対する特別措置については、町の条例に規定するサービス等が使えなくなるということでございますので、こういう措置について、次の委員会で具体的に対象者を確認していきたいと、こう思っております。

それでは、他にございますか。町側は何かございますか。室長はないですか。

○徴収対策室長【力石浩一君】 特にございません。

○委員長【小澤眞司君】 次は、まだ日程は決まっておりませんけども、7月に開催したいと思います。それでは、町税等徴収対策強化特別委員会を閉会いたします。

当サイトのあらゆるコンテンツは、日本国における著作権法および国際条約によって保護されています。
Copyright(c) YUGAWARA TOWN ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.